

～えひめ愛ロード運動について～

愛媛県土木部道路都市局道路維持課

1. はじめに

(1) 本県の概況

愛媛県は、四国地方の北西部に位置しており、東西約160kmと細長い地形をなしている。

県土の北側は風光明媚な多島美を誇る「瀬戸内海」、西には日本一細長い佐田岬半島で隔てられた「伊予灘」と「宇和海」に面している。県土の南側は、西日本一の高峰を誇る石鎚山(1,982m)をはじめ四国カルスト等の厳しい山岳地形となっており、県土の約70%が林地となっている。

本県は、瀬戸内海や宇和海に大小200余りの島々が点在する全国有数の離島県であり、宇和海はリアス式海岸となっているなど全国5位の長い海岸線を抱えた全国に誇れる自然豊かな景観と環境に恵まれている。

本県の人口は、約147万人であり、県都松山市は人口50万人を超える四国一の都市であり、県内人口の1/3を超えるなど、本県においても一極集中が進んでいる。

また、本県は県土を東西方向に縦走する中央構造線、御荷鉾^{みかぶ}構造線、仏像^{ぶつぞう}構造線の3つの構造線が東西に縦走していることから、その地質は極めて脆弱な地質であり、地滑りや山腹崩壊などの土砂災害の多発地帯となっており、台風や豪雨による災害を受けやすい地域である。



しまなみ海道 (来島大橋)



石鎚山



リアス式海岸 (宇和海)

【愛媛の由来】

本県は、江戸時代までは「伊予^{いよ} (伊豫)」と呼ばれ、明治6年に今の県名の「愛媛」が誕生。

この「愛媛」は「古事記」の“伊豫ノ国の愛比売と謂ひ”から採られ、「愛比売」は伊豫国に宿る女神であり、「愛媛」の県名は、“かわいい姫”・“うつくしい女神”ということの意味しているといわれている。

(2) 道路の状況

平成20年4月1日現在の本県が管理する道路延長は、約3,513kmであり、道路改良率は70.1%、全国41位と、全国水準（H19.4.1の全国平均道路改良率；82.9%）を大きく下回っている。

「全国水準」へのキャッチアップを目指し、道路整備を進めてきたところであるが、身近な道路

を中心に整備が遅れている状況である。

また、厳しい財政事情下において、高度成長期に建設された道路施設について計画的にかつ適切に維持管理を行う長寿命化への取り組みなど、新たな課題にも対応していかなければならず、道路関係予算の確保と併せてコスト縮減が大きな課題となっている。



道路未改良状況



道路災害状況



老朽化橋梁

2. えひめ愛ロード運動

(1) 背景

全国各地の自治体が抱えている空き缶やペットボトル等の道路へのポイ捨てや道路区域内への大型ゴミの不法投棄などは、本県についても同様であり、一部の心無い道路利用者によって、本来道路が有すべき機能や良好な景観や環境が損なわれていることは、極めて残念なことである。

このような状況の中、「道路は地域住民の共有財産」との認識のもと、「自分たちが使う道路は自分たちできれいにしよう」との気運が醸成され、地域住民との協働による新たな道路環境づくりを

始めたところである。

平成13年度から、県管理道路において清掃美化活動を自発的に行うボランティア団体等に対して、草刈やゴミ拾いの作業用具の貸与やゴミ運搬車輛の借り上げ等に関して支援を行う「愛ロード・サポーター」事業を制度化し、県民と行政のパートナーシップを基本に美しい地域環境を創り出してきたところであり、平成21年3月末現在で127団体（約5,600人）に協力をいただいているところである。

【参考】

本県では、道路だけではなく、

- ・「河川（愛リバー）」
- ・「海岸（愛ビーチ）」

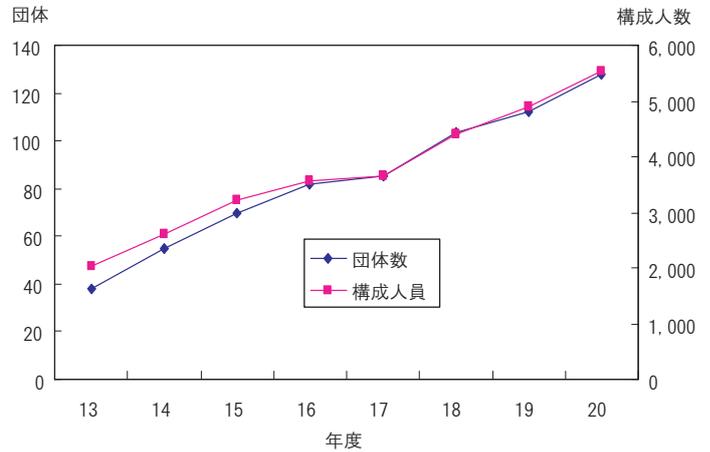
もあわせて

「公共土木施設愛護事業」として制度化しています。





愛ロードの実施状況



愛ロード団体（参加人数）の推移

(2) 運動の展開

本県における財政事情は年々厳しくなる一方で、道路ストックは道路整備の進捗に伴い年々確実に増加しており、また道路サービスのあり方について、県民からの要望等についても増加、多様化していることから、平成19年度にスポンサー（企業等）の協賛金を活用して道路（中央分離帯）の除草作業を行う「道路美化スポンサー事業」を試行的に実施し、さらに平成20年度からは、道路照明灯の設置についてもスポンサー事業を導入したところである。

また、平成19年度からは、道路路肩等の除草について、地元自治会等への委託事業を実施するなど、県民とのパートナーシップに基づく事業を拡大してきたところである。

しかしながら、このような急速な事業の拡大は、県民の認識不足による誤解や混乱を与える恐れもあることから、事業拡大に併せて県の取り組みや目指す方向性について整理し、「えひめ愛ロード運動」として集約体系化して、あらためて県民への理解を深めることとしたところである。

えひめ愛ロード運動の体系

- ① 愛ロード・サポーター事業（※従来の愛ロード制度を承継）
 - ・ ボランティア団体等による道路美化活動（ゴミ清掃や除草）
- ② 愛ロード・スポンサー事業
 - ・ 企業等からの協賛金を活用した植栽管理や道路照明灯の設置
- ③ 愛ロード・コミュニティ事業
 - ・ 地元自治会等への草刈業務委託

①-1 愛ロード・スポンサー事業：（道路美化スポンサー事業）

この事業は19年度からの実施している事業で、良好な道路環境を確保していくため、（主）壬生川新居浜野田線（西条市樋之口～船屋）の4km区間の中央分離帯等の植栽について、地元企業等

からの協賛金（1口10万円、3年継続）により除草作業等を行うものである。なお、県は協賛企業名の入った美化啓発看板を設置している。

〔実施主体〕

道路美化スポンサー事業推進協議会

（道路管理者（県）、西条市、協賛企業等で構成）

〔実施方法〕

- ・ 県は、協議会と管理に関する協定を締結
- ・ 協議会は、協賛金を利用して、草刈り年5回程度と植え込み剪定年1回程度等の道路維持管理を実施。
- ・ 県は、協賛企業名の入った美化啓発看板を設置。

①-2 愛ロード・スポンサー事業：(道路照明灯の設置)

この事業は、平成20年度から新たに実施している事業で、県が必要とする道路照明灯の新設、更新にあたり、道路照明灯の材料費(約24万円/基)をスポンサー(企業等)が負担するかわりに、県は協力を受けた旨の表示板を設置(表示期間:10年間)するものである。

初年度は、県内12箇所38基を対象に募集を行い、このうち10基については、10企業等と協定締結を行ったところである。

〔実施方法〕

- ・ 県は、企業等と設置に関する協定を締結
- ・ 企業等は、県が指示する道路照明灯の資材を提供(現物支給)。
- ・ 県は、提供を受けた資材により照明灯を設置するとともに、支柱部分に協力を受けた旨の表示をする。

② 愛ロード・コミュニティ事業：(自治会への草刈業務委託)

この事業は、中山間地域等において道路の路肩や法面等の草刈について、従来的一般土木業者への道路除草作業委託から自治会等の地元住民団体へ委託先を変更することにより、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に道路除草を推進するとともに、維持管理費のコスト縮減を図るものである。

平成19年度に17団体に委託して試行し、平成20年度から、全県的に実施しているもので、47団体と契約したところである。



愛ロード・スポンサー事業



愛ロード・スポンサー事業



スポンサープレート



自治会への草刈委託作業状況

(3) 今後の課題

今後とも「えひめ愛ロード運動」を推進するため、県民とのパートナーシップに基づく事業の拡大（メニューの拡充）を検討する必要はあるが、昨今の経済社会情勢も鑑み、慎重に検討したいと考えている。

えひめ愛ロード運動 実施事業 対比表

[協働事業が実施可能な区域]

新名称	旧名称	手法	目的種別	対 象	内 容	実施者・実施方法	現在の状況	
愛ロードサポーター事業	愛ロード制度	ボランティア	県民の	道路美化活動	○歩道・自歩道の植樹帯	【手作業による】 ○抜根除草 ○草花植栽・管理 ○ゴミ・空缶拾い	地元住民有志 (県、市町、ボランティア団体との間で協定締結)	H 13 より実施 H20 127 団体 約 5,600 人 約 265km で実施中
愛ロードスポンサー事業	道路美化スポンサー事業	道路美化スポンサー事業	企業等からの協賛金を活用	道路維持管理	○交通量の多い都市部の中央分離帯・路肩・法面 ※西条建設部管内の(主)壬生川新居浜野田線で実施	○肩掛式草刈機による除草 ○植樹剪定(低木及び高木)	企業等の出資金で協議会を設立 協議会から、シルバー人材センターや社会福祉協議会等の公的機関へ業務委託 1企業 1口 100 千円 (3年間)	H 19 西条建設部で試行 【元気づくりプロジェクト】
	愛ロードスポンサー事業	植栽管理スポンサー事業			【植栽管理】 ○交通量の多い都市部の歩道・自歩道の植樹帯	○肩掛式草刈機による除草 ○植樹剪定(低木及び高木)	(案) 県とスポンサー契約を締結し、企業等が、直接シルバー人材センターや造園業者へ業務委託(県は植栽管理の指導・助言) 1企業 約 250 千円 /100m	H 21 からの導入を検討中
	愛ロードスポンサー事業	道路照明灯スポンサー事業			【道路照明灯】 ○道路照明灯の新設及び更新	○照明灯の改築又は新築	企業等が、照明灯資材を提供 施工は県が実施 1企業 約 240 千円 / 基	H 20 より 38 箇所公募
愛ロード事業	愛ロード	自治会等への委託	地域コミュニティとの連携	○交通量の少ない中山間地域の路肩・法面	○肩掛式草刈機による除草	自治会等の地域コミュニティ団体等 ※県が経費の1/2相当額を業務委託費として支出	H19 から県下 17 団体で試行 H20 から本格運用 (47 団体)	

協定の切れる3年後に見直し、「愛ロードスポンサー事業」に集約

[協働事業を実施できない区域] 従来型の道路維持管理を継続

工事請負	道路維持管理	○第三者・作業員に危険を及ぼす恐れのある地域・作業。 ○人家から離れている地域。 ○他の手法で実施できない(希望者がいない)区域	○肩掛式草刈機による除草 ○植樹剪定(低木及び高木)	施工業者 (工事請負)	
直 営		○県下一円	○苦情等緊急的な対応	道路整備員	